

27日獣発第186号

平成27年9月29日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

獣医療法第5条に規定される管理者の考え方

このことについて、平成27年9月18日付け27消安第3454号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、獣医療法第5条に規定された診療施設の管理者については、事務次官依命通達により、「責任の所在を明確にする観点から、一人であり、かつ、診療時間中は当該診療施設に常勤することが適当」とされているが、当該施設が飼育者のニーズに対応して24時間診療を行う場合や、管理者の外勤、出張等も考慮し、その診療施設が定めた獣医師の所定労働時間を勤務していれば「常勤」として差し支えないこととし、これを周知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第3454号

平成27年9月18日

公益社団法人

日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医療法第5条に規定される管理者の考え方

このことについて、別添写しのとおり、都道府県畜産主務部長宛て通知しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員への周知をよろしくお願いいたします。



写

27消安第3454号

平成27年9月18日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医療法第5条に規定される管理者の考え方

平素より獣医事行政の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

獣医療法第5条に規定された診療施設の管理者については、「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の施行について」（平成4年9月1日付け4畜A第2258号農林水産事務次官依命通達）により、「責任の所在を明確にする観点から、一人であり、かつ、診療時間中は当該診療施設に常勤することが適当」としています。

このうち、管理者の「常勤」の考え方については、飼育者のニーズに対応して24時間診療を行う場合や、管理者の外勤、出張等もあることから、その診療施設が定めた獣医師の所定労働時間を勤務していれば「常勤」とみなして差し支えありませんので、お知らせいたします。

このことについて、関係部署に対して周知くださいますようお願いいたします。

事務連絡
平成27年9月18日

関係各位

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(獣医事班・小動物獣医療担当)

獣医療法第5条に規定される管理者の考え方に関する通知

- 1 獣医療法第5条に規定された診療施設の管理者については、事務次官依命通達^(※)により、「責任の所在を明確にする観点から、一人であり、かつ、診療時間中は当該診療施設に常勤することが適当」としています。
※「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の施行について」(平成4年9月1日付け4畜A第2258号農林水産事務次官依命通達)
- 2 一方、獣医療法施行規則第3条第2項においては、「診療施設の管理者は、(中略)当該診療施設に勤務する獣医師その他の従業者を監督し、必要な注意をしなければならない」と定められており、管理者の所定労働時間外、出張などの場合であっても、管理者以外の獣医師がいれば、必要に応じて管理者が適切な対応を取ることが可能であると考えられます。
- 3 今回の通知は、このことを踏まえ、当該通達においては、管理者がその診療施設が定めた獣医師の所定労働時間を勤務していれば「常勤」として差し支えないこととし、これを周知するものです。
- 4 なお、所定労働時間とは、一般的な法定労働時間をおおむね満たす時間を想定しており、診療時間に比して所定労働時間が極端に短い管理者でも構わないという趣旨ではありません。これまで同様、診療施設の管理を適切に行うことができる者とするようお願いします。

担当： 畜水産安全管理課 小動物獣医療担当 國分 TEL：03-3501-4094（直通） E-mail:reiko_kokubunn@nm.maff.go.jp
--